**平成２８年（フ）第３７号**
沖縄県うるま市みどり町１丁目３番17号
コーポ福原302
債務者　比嘉　優希
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２８年（フ）第３８号**
沖縄県うるま市みどり町１丁目３番17号
コーポ福原302
債務者　比嘉ゆづ乃
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２８年（フ）第３４号**
長崎県東彼杵郡川棚町中山郷292番地１、前住所長崎県東彼杵郡川棚町下組郷1760番地２
債務者　西山　孝洋
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第１１１号**
静岡市葵区南沼上1535番地の17
債務者　高橋　千里
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４２４号**
神奈川県海老名市中新田３丁目31番１―205号
債務者　苫米地　俊
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４２８号**
神奈川県海老名市大谷南２丁目21番72―104号
債務者　田部今日子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３５１号**
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド1408号
債務者　小和田知道
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４６１号**
横浜市中区根岸町３丁目176番地83　チャーリーズハウス根岸公園101号室
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２６年（フ）第１２７０７号**
埼玉県北本市北本３丁目41―３　カルム北本１―404
破産者　根本　　純
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８３４２号**
東京都杉並区高井戸西１丁目１番32号
破産者　有限会社パレット
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８５３０号**
東京都江戸川区谷河内２丁目２―３―302　第２高田マンション
破産者　海藤　　宏
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８５９２号**
東京都大田区西嶺町10番７号
破産者　有限会社グレ
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８５９３号**
東京都大田区北千束３丁目16―17―304
破産者　阪田　夏織
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８６２３号**
東京都町田市森野１丁目15番12号　長谷川ビル２Ｆ
破産者　株式会社ティーシーモックス
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８９７３号**
東京都墨田区押上１―17―５　ニックハイム押上１階、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区押上３丁目45番３号
破産者　株式会社東京藤和
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第８９７４号**
東京都墨田区押上３丁目45―３
破産者　齊藤　和哉
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９５５９号**
東京都八王子市犬目町236―102
破産者　高橋　竹夫
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第９６４９号**
東京都中野区東中野３丁目13―13―1002
破産者　黒川　重道
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部